I 市・県民税について

地方公共団体が実施する防災、減災のための事業に必要となる費用の財源を確保するため、「東日本大震災からの復興に関し地方公共 団体が実施するための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行され、飯山市条例が改正されたことに伴い、 平成26年度から令和5年度までの間における市民税・県民税の均等割の金額がそれぞれ500円ずつ引き上げられ、均等割額が4,500円から 5,500円になります。

Ⅱ 市・県民税の特別徴収について

1 特別徴収について(地方税法第321条の3)

給与所得者個人の市・県民税を、6月から翌年5月までの12回に月割りし 毎月の給与から天引きし、取りまとめて納入していただく制度です。

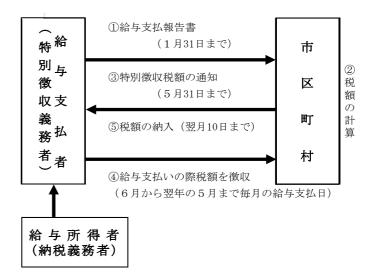
2 特別徴収義務者について(地方税法第321条の4)

所得税法第183条(源泉徴収義務)の規定にしたがい、給与の支払いの際 に所得税を源泉徴収し納入する義務を負う方について、市条例により指定され た方をいいます。

3 特別徴収税額の通知書について(地方税法321条の4第2項)

同通知書を2部同封しましたが、納税義務者用通知書(青色)はミシン線により切り離し、本人に交付してください。(退職等により交付・徴収できない方の分がありましたら、「給与所得者異動届出書」に添えてご返送ください。)また、特別徴収義務者用(茶色)は保管の上、徴収・異動・変更等にご利用ください。

特別徴収の方法による納税のしくみ (平成31年度)



参考:普通徴収の方法による納税のしくみ



4 徴収と納入について(地方税法第321条の5)

特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)により、納税者の月割額を毎月天引きし、各月の納入書に添えて、下記の納期限までに最寄の金融機関で納入してください。<u>なお、一般的に6月分と7月以降分の額は異なっていますので、7月分の徴収の際には</u>ご注意ください。

月別	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
納期限	7月10日	8月13日	9月10日	10月10日	11月11日	12月10日	1月10日	2月10日	3月10日	4月10日	5月11日	6月10日
利利似	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで

★納入場所について 飯山市の指定金融機関等は下記のとおりです。

長野県信連、ながの農業、八十二銀行、長野信用金庫、長野県信用組合 ゆうちょ銀行・郵便局(長野県、新潟県内に限る)の各本店、本所及び支店、支所、出張所等

上記の指定金融機関等が近くにない場合は、最寄の郵便局をご利用ください。

指定通知書により指定いただき、納入済通知書で納付ください。

取りまとめ局 ゆうちょ銀行長野貯金事務センター (00550-9-960150・長野県飯山市役所)

なお、納入書につきましては5ページを参照の上、お取り扱い願います。

5 各所得の合算課税について

納税者に貴事業所からの給与以外の所得がある場合、原則として合算課税して徴収することになります。 (乙欄適用者を除く) なお、特別徴収税額の通知書 (納税義務者用) には合算された所得の種類を表示してあります。 (合算された所得が給与所得の場合は合算表示がされませんのでご了承ください。)

6 税額の変更について(地方税法第321条の6)

修正申告や調査等により、納税者の市・県民税額が年度の途中で変更になることがあります。徴収税額に変更が生じた場合は税額変更通知書をお送りしますので、変更後の月税額を徴収・納入してください。なお、納税義務者用の変更通知書は必ず本人にお渡しください。また、納入書については4・5ページを参照の上、納入金額を訂正してお使いください。

7 退職 (休職) **- 転勤等の届出について**(地方税法第321条の5第3項、第317条の6第2項)

納税者が退職等により給与の支払いを受けなくなった場合は、 $9\sim13$ ページを参照の上、異動届出書に記入し、すみやかに提出してください。

異動先の事業所において特別徴収を継続できる場合は、14ページを参照の上、異動届出書に記入して新事業所へすみやかに送付してください。また、新たに特別徴収を開始する方について、前事業所から転勤の異動届出書の送付を受けた場合は、記入の上すみやかに提出し、その方の特別徴収税額の徴収・納付を継承してください。

これらの場合も、税額の変更通知書をお送りしますので、変更後の月割額を納入してください。

給与支払報告書を特別徴収で提出した方が、退職等により4月1日現在で給与の支払いを受けなくなった場合も、14ページを参照の上、異動届出書に記入してすみやかに提出してください。

- ※異動届出書の提出が遅れますと、異動者の税額が貴事業所の滞納額として残ったり、異動後の納税者が一度に多額の税額を納めることになりますので、特にご注意願います。
- **8 退職(休職)者の未徴収税額について**(地方税法第321条の5第2項ただし書き)
 - (1)退職(休職)者の未徴収税額は、給与等から一括徴収してください。
 - ① 6月1日から12月31日までの間の退職(休職)の場合は、異動届出書に本人の承認印を得てから一括徴収してください。翌年1月1日以降は本人の承認は不要です。なお、6月退職者についても一括徴収はできます。

※1月~5月の退職は、一括徴収が義務付けられています。

- ② 異動届出書に一括徴収税額の納入月、その他必要事項を9~13ページを参照の上記入し、提出してください。
- ③ 一括徴収した税額は、その月の月割額に合算し、納入してください。
- (2)一括徴収できないときは

異動届出書の「異動後の未徴収税額の徴収」欄の「3.普通徴収」に○印をし、その他必要事項を記入の上、すみやかに提出してください。(一括徴収できなかった税額は、本人が直接納入することになります。)

この場合も、貴事業所の納入する月割額が変わりますので、ご注意ください。

9 特別徴収税額の納入が遅れたとき(地方税法第326条・第330条)

各月の納期限までに納入されない場合は督促状が発送され、督促手数料の100円及び延滞金がかかります。延滞金は、納期限の翌日からの日数に応じ、税額に年14.6%の割合(平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)で計算されます。また、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までは前年11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定に定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)、平成26年1月1日以後の期間は各年の特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合))で計算した額の延滞金を徴収します。

これらの延滞金や督促手数料は、特別徴収義務者の負担となります。また、督促状を発送して12日を経過した日までに納入されない場合は、滞納処分を受けることになりますのでご注意の上、期限内納入をお願いいたします。

特別徴収事務担当の方へお願い ――――― 退職される方に、次のことをお伝えください。

- (1) 一括徴収できなかった方の未徴収税額は、市役所から別途送付される納付書により、直接納めていただくことになります(納付回数は退職時期によって異なります)。
- (2) 市・県民税は、前年の所得に基づいて計算されますので、退職して無収入になったとしても、前年の所得に応じて課税になることがあります。

Ⅲ 納入書について

当市の納入書は、OCR (光学文字読取方式) 処理用の全国統一様式を用いております。 (12ヶ月分+予備2枚) 次の点に注意して、納入してください。

- 1. 「納入金額(1)」の欄には、当初の月割額をすでに打出してあります。各月の納入金額がここから変更がない場合には、何も 記入せずにそのままお使いください。
- 2. 税額変更や、受給者の退職・転勤等により、納入すべき金額が「納入金額(1)」と異なることになった月からは、「納入金額(1)」の数字を黒横線で抹消し、「納入金額(2)」の該当欄に納入すべき金額を記入してお使いください。

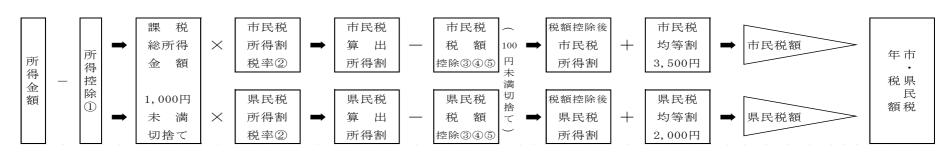
特に、納入済通知書(3連のうち右はじの紙)への記入については、

- 黒字で
- ワク内におさまるよう
- ・はっきりと、ていねいに
- ・ひとつひとつ (続き書きしないで)
- 汚さないよう

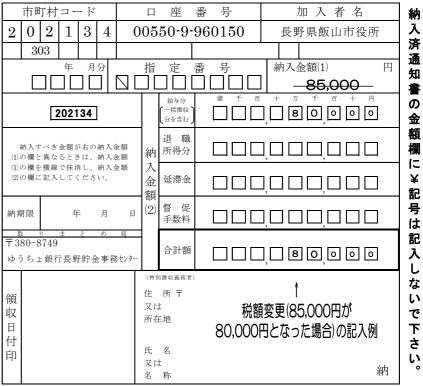
ご記入いただくよう、お願いいたします。

IV 市・県民税の課税要領

●総合課税



長野県 飯山市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 公 1



上記のとおり通知します。(受付店→長野県信連飯山事務所(取りまとめ店)→市)(市保管)

① 所得控除

		1				1		_	
雑 損 控	『 仝	損失の金額-所得	金額×10%か災	地震保	険料控除の控除	預	基	硅	
雅 頂 拴	休	害関連支出金額-	5万円の多い方	区分	年間の支払	控 除 額			
		医療の差引負担額-(10万円と	所得金額の5%とのいずれか		保険料の合計	左 床 額			
医療費控除		少ない方の金額)最高限度200万円または	特定一般用医薬品等購入費	(1)地震保険料	50,000円以下	支払金額÷2			
		の合計額のうち1万2千円を超え	る部分。最高限度8万8千円	(1)地展休腴村	50,000円超	25, 000円	扶養控除		
社会保険料技	空除	健康保険共済掛金	等(全額)	(2)旧長期損害	5,000以下	支払金額			
小規模企業共	済等	中小企業事業団に	支払った第一種	保険料	5,000円超	支払金額÷2			
掛金控	除	共済契約掛金(全	額)	(H18.12.31までに 初め1 た E 押提字	15,000以下	+2,500円		ľ	
		県共同募金会又は日赤	r県支部、震災関連等 -	契約した長期損害 保険料)	15,000円超	10,000円		I	
寄 附 金 控	除	1:(寄付金額-2,000円)×10%	上限は総所得の30%まで	(1)、(2)それぞれ 障害者控除					
 ※寄付金控除のA	み、税額	地方公共団体への寄附金につい	ては上記1と2の合計額	(1)・(2)両方が		の方法で計算し		3 17 18/	
控除となりま		2:(寄附金額-2,000円)×(90%	寄附者の所得税率)	ある場合		た金額の合計額			
		☆2については住民税所得割額の20%が上限				(最高25,000円)	寡婦(寡夫) 控 除		
生命保険料	1	12,000円以下	全 額		前年の所得が6	5万円以下で	, , ,		
控除	新契約	12,001~32,000円	A×1/2+6,000円	勤労学生控除	給与所得者以外	トの所得が10			
	保険料	32,001~56,000円	A×1/4+14,000円	到力子生性际	万円以下の者				
生命保険料	のみ	56,000円超	一律28, 000円			260,000円			
個人年金	2	15,000円以下	全額	(4)	調整控除				
介護医療保険料	旧契約	15,001~40,000円	B×1/2+7,500円		a	b のいずれか少ないá	を額の5%(都道府県民	:秭	
A=	保険料	40,001~70,000円	B×1/4+17,500円			a. 市県民税と所得税	说の人的控除差の合計額	į	
保険料	のみ	70,000円超	一律35,000円		場合	b. 市県民税の合計調	果税所得金額		
11	·	d	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	***************************************					

② 税率表

支払額

市民税	県 民 税
6 %	4 %

(上限各28,000円)

①の控除額+②の控除額

③ 配当控除(税額控除)

③両方

課税所得が1,000万円以下の場合 市民税額は配当所得×1.6%、県民税額は配当所得×1.2% 課税所得が1,000万円を超える場合 市民税額は配当所得×0.8%、県民税額は配当所得×0.6%

<u> </u>	
課税所得が	a、bのいずれか少ない金額の5%(都道府県民税2%、市町村民税3%)
200万円以下の	a. 市県民税と所得税の人的控除差の合計額
場合	b. 市県民税の合計課税所得金額
	aからbを控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の5%
課税所得が	(都道府県民税2%、市町村民税3%)
200万円超の 場合	a. 市県民税と所得税の人的控除差の合計額
	b. 市県民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

基礎控除

本人

配偶者

扶養親族

一般の扶養親族 (16歳以上19歳未満、23歳

(19歳以上23歳未満)

老人扶 同居老親等以外

養親族 同居老親等

年少扶養親族(16歳未満)

障害者

特別障害者

同居特別障害者

一般の寡婦

特別の寡婦

夫

寡

以上70歳未満) 特定の扶養親族 330,000円

330,000円

450,000円

380,000円

450,000円

控除対象外

260,000円

300,000円

530,000円

260,000円

300,000円

260,000円

⑤ 住宅借入金等特別税額控除

平成21年1月~令和3年12月までの入居者について、所得税の住宅ローン控除可能 額のうち所得税において控除しきれなかった額が、個人住民税から控除されます。

○控除額の算出方法と控除限度額

 個人住民税の住宅ローン控除(A)
 =
 所得税における住宅ローン控除可能額
 住宅ローン控除適用前の前年の所得税額

居住年月	~令和3年12月	平成26年4月~令和3年12月 (特定取得の場合)
控除限度額	所得税の課税総所得金額等 の5%(最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)

● 配偶者控除・配偶者特別控除

納税義務者の所得金額が1000万円以下で、配偶者の所得が123万円以下の 方は、配偶者控除・配偶者特別控除のいずれかを受けられます。

具体的な控除額につきましては、下表をご覧ください。

# → /	m +v ~ ^ 31 -r /B ^ +r	納税義務者の合計所得金額			
	禺者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
控偶	配偶者70歳未満 38万円以下	33万円	22万円	11万円	
除者	配偶者70歳以上 38万円以下	38万円	26万円	13万円	
	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	
配	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11/5/	
偶	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
偶 者 特	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
別	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
控	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
除	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	

● 住民税額

市 民 税 額 + 県 民 税 額

(市民税所得割+市民税均等割) (県民税所得割+県民税均等割)

● 所得割

下記の非課税者の範囲に該当する方以外で、前年中の所得が、次の算式によって算出される所得を超える方に課税されます。

≪算 式≫ 350,000円×(1+控除対象配偶者+扶養人数)+320,000円 ※ただし、320,000円加算は、控除対象配偶者または扶養親族 のいる場合のみ加算されます。

● 均等割

下記の非課税の範囲に該当する方以外で、前年中の所得が次の算式によって算出される所得を超える方に課税されます。

《算 式》 280,000円×(1+控除対象配偶者+扶養人数)+168,000円 ※ただし、168,000円加算は控除対象配偶者または扶養親族の いる場合のみ加算されます。

● 非課税の範囲

- ①前年中に所得を有しなかった方。
- ②生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。
- ③前年中の合計所得が、125万円以下で次に該当する方。

障 害 者…納税者本人が精神保健指定医等から知的障害者と判定された 方及び障害者手帳を有する方等。

未成年者…平成31年1月1日現在で満20歳未満の方。

募婦…次のいずれかにあてはまる方。

☆ 夫と死別し、若しくは離婚した後、婚姻をしていない方 または夫の生死が明らかでない方で、前年の総所得金額が 38万円以下である扶養親族または生計を一つにする子を有 している方。

☆ 夫と死別した後、婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない方で、前年の合計所得が500万円以下である方。

第 夫…妻と死別し、若しくは離婚した後、婚姻をしていない方また は妻の生死が明らかでない方で、前年の総所得金額が38万円 以下である生計を一つにする子を有する前年の合計所得金額 が500万円以下である方。

● 分離課税分の計算

- ①分離譲渡所得分の計算
 - 1) 一般の分離長期譲渡所得 課税長期譲渡所得金額…5%(市民税3%県民税2%)
 - 2) 優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額…2,000万円以下…4%

↑ 市民税2.4% ↑ 県民税1.6%

…2,000万円超……5%

市民税 3% · 県民税 2% 。

- 3) 所有期間が10年を超える住居用財産の長期譲渡所得
- 6,000万円以下…4% (市民税2.4% 県民税1.6%)
- 6,000万円超……5% (市民税 3% 県民税 2%)

4) 分離短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額(一般)…市民税5.4% 県民税3.6% 課税短期譲渡所得金額(国等に対する譲渡の場合)

…市民税 3% 県民税 2%

- 5)株式等に係わる譲渡所得等……市民税3% 県民税2%
 - ②山林所得分の計算

(課税山林所得)×1/5×総合課税の税率×5

V 令和2年度給与支払報告書について

給与の支払いをする者は、その支払いを受けている者の給与支払報告書を、1月1日現在その者が居住する住所の市町村長に、1月31日までに提出しなければならない(地方税法317条の6)とされています。また、平成31年1月1日以降に、年途中で退職し、給与の支払いを受けなくなった方についても退職時の市町村長に1月31日までに給与支払報告書を提出しなければならないこととされていますのでご留意ください。提出の際は次の点にご注意ください。

1. 給与支払報告書の記入について

給与支払報告書の記入は、受給者の所得額・控除項目のほか、住所・氏名(フリガナ)・生年月日・**個人番号(マイナンバー)** についても全て記入をお願いします。

特別徴収できない方のうち「乙欄」や「退職」に該当する方については、それぞれの欄の記入を確実にお願いします。

2. 給与支払報告書の提出について

特別徴収できる方とできない方(普通徴収)は、仕切用紙で区分して提出してください。

3. 所得税から住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)額を引ききれなかった方

平成24年度税制改正において、新たな住宅ローン控除が適用となりました。所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった額を市・県民税から控除できることとなりました。その場合には、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」により計算された住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日を記入することとなっておりますので記入漏れのないように十分注意してください。この記載内容に基づき、市・県民税を控除しますので、各個人での申告は不要です。

※この税制改正に伴い、税源移譲に伴って控除しきれいない額が生じた方(平成11年から平成18年末までに入居した方)は、これまで各個人で市へ申告していただいておりましたが、必要事項が源泉徴収票に記載されることとなりますので、申告は不要となりました。

VI 退職所得に対する市・県民税の事務取扱について

退職所得に対する個人の市・県民税は、退職手当等の支払者が退職手当等の額に応じ税額を算出し、支払金額からその税額を差 し引いて退職者の退職した年の1月1日現在における住所地の市町村に納入します。(地方税法第328条)

1. 納入期限

退職手当等を支払う際に差し引いた税額は、翌月の10日までに納入してください。

2. 納入書及び納入申告書の記入について

特別徴収税額納入書の(2)欄の「退職所得分」に記入してください。裏面にある納入申告書の所要事項も必ず記入してください。

3. 退職所得の金額の計算

収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額が退職所得となります。ただし、勤続年数が5年 以内の法人役員等については、この2分の1を乗じる措置を廃止したうえで計算します。

(法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員。)

4. 退職所得控除額

退職所得控除額は次により計算してください。

- ①通常の退職の場合

・勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数(80万円未満の場合は80万円)

・勤続年数が20年を超える場合800万円+70万円×(勤続年数-20年)

5. 税 額

税額表によらず、算出を行っていただく事になりましたが、平成25年1月1日以降適用の「退職所得に対する市町村民税・ 道府県民税の特別徴収税額早見表」がありますので、該当者がある場合は、ご連絡ください。

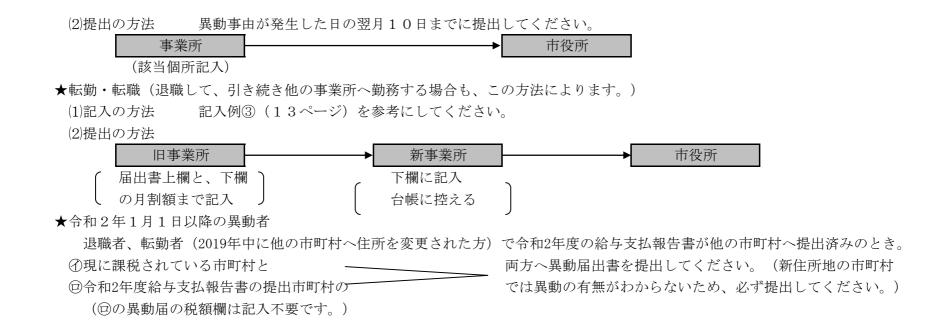
給与支払報告 性別機同にかかる給与所得者異動届出書について

異動があるときは、非課税の方や、1期のみの課税で既に納税が終わっている方も含め、すべての方の分を提出してください。

- ★退職・休職等
 - (1) 記入の方法

一括徴収の場合……記入例①(11ページ)を参考にしてください。

普通徴収の場合……記入例②(12ページ)を参考にしてください。



VⅢ 特別徴収義務者の名称等変更届出書について

所在地・名称等が変更になった場合は、必ず提出してください。 (提出されない場合には、税額変更等の送付が遅れる場合があります。)

IX 特別徴収追加者名簿・指定通知書について

特別徴収追加者名簿…年の途中で特別徴収に変更になった場合は提出してください。

指 定 通 知 書…納付の際に、ゆうちょ銀行(郵便局)を新たに利用される場合は、別紙の指定通知書を㈱ゆうちょ銀行 (郵便局)に提出してください。

各様式は、飯山市役所ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

X 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

マイナンバー制度が施行されたことに伴い、市・県民税特別徴収に係る様式にも、事業所の法人番号・従業員の個人番号の記載が必要になります。

各様式ごとにマイナンバーの利用・記載開始時期が下記のとおり異なりますので、提出時等にお間違えの 無いようご注意ください。

様式等の種類	手続きの主体	番号記載開始時期		
特別徴収税額の	飯山市→特別徴収義務者 (事業所)	記載しない		
決定・変更通知書	飯山市→納税徴収義務者 (従業員個人)	記載しない		
納入書	特別徴収義務者→飯山市 (事業所)	記載しない		
退職手当の特別徴収票	特別徴収義務者→飯山市 (事業所)	平成28年1月1日以後に支払われる 退職手当に適用		
給与所得者異動届出書	特別徴収義務者→飯山市 (事業所)	平成29年1月1日以後に給与の支払 いを受けなくなった者に係る届出につ いて適用		
給与支払報告書	特別徴収義務者→飯山市 (事業所)	平成29年度以後の年度分の市・県民 税に係る報告書に適用		
特別徴収義務者の名称 等変更届出書	特別徴収義務者→飯山市	記載しない		
特別徴収追加者名簿	(事業所)	pl 事X し ' s V ·		